

令和4年度第1回岸和田市環境影響評価専門委員会 会議録

承認		事務局							《開催日時・場所》
委員長	松井委員	部長	課長	参事	主幹	担当長	主査	担当員	令和4年4月18日(月) 14:00~15:10 岸和田市役所 新館4階 第1委員会室
◎	◎								
《出席者》 環境影響評価専門委員会委員：2名中2名									
松井委員					吉田委員				
○					○				
理事者 事務局	(理事者) 永野市長・谷口市民環境部長 (事務局) 環境保全課：重田課長、上田参事、亀田担当長、高崎担当員、杉原担当員								
傍聴人	0名								
《案件概要》 ＜審議事項＞ 大栄環境株式会社（仮称）和泉エネルギープラザ整備事業について									
《内容》 別紙次第のとおり進行 ● 委嘱状交付 ● 市長挨拶 ● 諮問 —・—・— 議 事 —・—・— ● 委員長及び副委員長選任 吉田委員を委員長に選出。 ● 議事録の確認委員の指名 議事録を承認する委員として松井委員を指名。 ● 審議事項「大栄環境株式会社（仮称）和泉エネルギープラザ整備事業について」 (委員長) それでは議事に入らせていただきます。 大栄環境株式会社（仮称）和泉エネルギープラザ整備事業につきまして、事務局よりご説明をお願いい									

たします。

(事務局)

[大栄環境株式会社(仮称)和泉エネルギープラザ整備事業の概要について説明を行った]

(委員長)

それでは、ご説明していただきましたので、この整備事業についての、質問・意見等の交換となると思います。最終的なアウトプットですけれども、大阪府の条例アセスに市町村意見ということで出ていくのですか。

(事務局)

はい、そうです。

(委員長)

わかりました。

通常の市町村意見というと文章で書かれているが、形式は問わないということでもいいのですか。

(事務局)

岸和田市の考えとしまして、別添資料4のとおり各部門から回答をもらっています。これを取り纏めた上で文書として提出する。ただ、細かい要望など方法書以外の部分については、市長意見とは別に付帯意見として提出することもできます。

(委員長)

わかりました。

取り纏めの方法としては事務局にお任せしたいと思います。

今日は、方法書の内容でもいいですし、先ほど市長からカーボンニュートラルの話もありましたし、関連するところで、方法書以外のところでも、特に廃棄物からのエネルギー回収ということでもありますので、様々関連するところも含めてざっくばらんに意見をいただきたいということをお願いしたいと思います。

私の方で気になりましたところを先に確認させていただいて、またそのあとで、あるいはその中で副委員長からご意見がありましたら伝えていただければと思っています。

まず対象事業です。新炉の施設概要において、排ガス濃度が規制値となっており、現状の施設が方法書の3ページにありまして、こちらの排ガス濃度を見ますと、協定値と書いてあります。

これは恐らく、協議会との協定値ではないかと思いますが、規制値よりも協定値の方が厳しいですが、今回は協定値と書かずに、規制値と書かれているのは、まだ協定値が定まっていないということなのか、それとも協定値そのものを考えていないということなのかということで、保全目標というか、最後予測評価するときの基準としてどちらを使うのかということで変わってくるかと思うのですが。

協定値が採用されているのであれば協定値を影響評価の基準とすべきではないですか。

(事務局)

和泉市とテクノステージ内の業者が個別に協定を結んでおり、新施設に対する協定はこれからなので、協定値が決まっておらず、法律に則った規制値を記載しているとのことでした。

(委員長)

いずれ協定値なりが記載されるということですね。

(事務局)

そうなると思います。

(委員長)

規制値を基に、より安全側で、敷地境界あるいは保全対象になっている地点で評価ができるということですね。

(事務局)

排出ガス量も、ガス化改質炉からストーカー炉に変わるので、そのまま数字を持ってくるのではなく、予測したうえで協定を締結されるのではないのでしょうか。

(委員長)

協定値が定められているのであれば、協定値に基づいて操業を行ってくださいという趣旨です。

2番目なのですが、方法書の14ページに、新炉の処理対象物の種類が書かれています。見ていただいたらわかりますように、廃プラスチック類が40t/日で2割ぐらいを占めているということになります。

大阪府、岸和田市ともにゼロカーボンを目指している。当然、和泉市も全体としてはそういう方向へ、脱炭素の方向へいこうとされている。また、プラスチック新法の方向性というのがありますので、環境影響評価とは直接関係ないのですけれども、やはりこの廃プラスチック類というのは、マテリアルリサイクルが極めて困難な、熱回収せざるを得ないようなものに限ると、できるだけマテリアルリサイクルしていただくということが望ましいのではないのでしょうか。あるいはそうではないのでしょうかという確認です。あるいは要望として、できるだけマテリアルリサイクルに努めてくださいということです。

(事務局)

排出者の段階で処理するのか、リサイクルに回すのか、という部分が大きいと考えます。今、廃棄物焼却炉ということで議論が上がっているので、受け入れの段階でマテリアルリサイクルにという線引きができるのではないかと話はさせていただきます。

(委員長)

一部、新炉のところで書いてあったように、一般廃棄物の受け入れを考えていきますよということを方法書の12ページに書いてありました。

そうすると、恐らくこれは中間処理されずに、もちろん中継地である程度の分別があるかどうかかわからないですが、ギュッと圧縮されて大きな大栄環境株式会社の収集車に入れられて、そのまま持っていかれるということになるのかなと思います。おっしゃる通り製造業の産業廃棄物を排出する事業者であればそういうのはあると思うのですが、この一般廃棄物から排出されるものは恐らくリサイクルされるものも全部入ってくるのではないかなと思います。

大栄環境株式会社において、一次選別はしないのですか。そういう施設はこの中には設けないのですか。

(事務局)

一般廃棄物に関しての責任は市町村にあります。

市町村で出す側の話を整備していかないと、事業者だけで分別をしてくれというのは市町村の責任を放棄しているのかなという部分と、市内処理というのが大原則の一般廃棄物が市域を跨ぐことは通常想定できない。

(委員長)

これは岸和田市以外の市町村からだと思うのですが。

(事務局)

イレギュラーな状況の時に限られると思います。

現状の認識で言うと非常時なのかなと、それ以外はほぼ排出することはないと思います。

(委員長)

法律上はそうなのですが、実際は大栄環境株式会社にどんどん持って行ってらっしゃる自治体さん、つまり炉の更新ができないとか、そういうところで、そんな短期ではなくて、ある程度長期にわたってという自治体が、一般論としてあり得るのではないかと考えました。

(事務局)

岸和田市域から排出されるものはないと思います。

(委員長)

それはないと思います。

他市のことに岸和田市が意見を出すのかということになるのですね。

一般論ということで申し上げました。岸和田市も隣接しているので、地域としてプラスチック新法に基づく資源循環を目指してほしいという趣旨です。

(事務局)

受け入れサイドでの確認をさせるようにという話になってくるのは難しい。

(委員長)

わかりました。

プラのことは考えておかないといけないのかなと思いました。

では次に進みます。

2番目の地域の概況というところで、文教施設というのが方法書の45ページにあるのですが、これに対応して方法書の46ページに文教施設、医療施設、有料老人ホームという、いわゆる保全対象になりうるような施設がありまして、本当にこの近隣はないのかなということを見ていましたら、方法書の11ページに地図がありますが、ちょうどこの阪和道の緑の線と、赤い外環の間に集落の赤い水玉模様があって、ここは何かと思ったら、小規模多機能型介護サービスっていうのですか、元マンションですかね、今は通いと短期の宿泊もあるような介護福祉施設があるようで、これは対象にならないのでしょうか。近いという意味で言うと一番近いのかなと。

(事務局)

方法書の45ページの表には記載されていませんが、こちらで調査は実施されます。

(委員長)

窒素酸化物の調査は集落としてされますよね。

(事務局)

方法書の45ページの表には載ってないのですが、集落のところには大きな赤丸が記載されていません。

(委員長)

集落として記されているというのは、元の地図上で、アセスをまとめる事業者が、マンションやということで、集落で、省いてしまったのかなと思ひまして。

福祉施設というように認識されるのであれば、有料老人ホームに類するものとして位置付けられるのかなと思ったのですが。

(事務局)

方法書の45ページの表に載せるか載せないかについては確認させていただきます。

事業者側がここを認識しているかどうかということにつきましては、認識していることは確認しております。

(委員長)

岸和田市にあるものなので、あとでなにか指摘がある前にとりまして申し上げました。

それから、方法書の97ページに温暖化対策の実行計画、区域施策編のことを書いているのですが、長期目標は記載してもらわない必要はないでしょうか。

(事務局)

準備書の段階で記載が可能か協議します。

(委員長)

では準備書の段階で結構なので、きちんと長期目標を記載してください。

方法書の154ページに飛ぶのですけれども、一番大事なのは、現状で苦情があるのかということが影響評価のことを考える上での最初のベースとなるのかなと思いました。

現状全く問題ないということであれば、そういう認識のもとに進めていけるかなと思うのですけれども。

和泉市の案件になるので、これに対して岸和田市に対して苦情があるかどうかわからないのですが、テクノステージ関係の業者に対するものはあるのでしょうか。

(事務局)

テクノステージに対するものはありません。

(委員長)

では現状は適正に操業されているということですね。

(事務局)

岸和田市の苦情件数も多くなっているのですが、こちらもテクノステージに対するものではありません。

(委員長)

6章の予測評価の手法のところなのですが、冒頭お話もございましたように、現地建て替えて、スクラップ&ビルドですので、解体をする期間、その上で建設工事をするとなると非常に長い期間になります。

そういう時に一番大事になってくるのは、通常やっているような保全対策で低騒音の機械を使われたり、いろいろ大栄環境株式会社は配慮されると思うのですが、普通に問題なく操業している部分についてはいいと思うのですが、何か事故ではないですけれども、不慮のことが発生した場合に、不信感というのですかね、疑心暗鬼にさせるような状況が生じてはいけなないということがあって、この手のアセスの場合は、単にクリアしますというだけではなくて、今は、保全対策としてきちんとその後も管理していきまよという姿勢を示すということが非常に大事かなというように思っています。

そういう意味で、単に、保全目標、評価値、騒音、振動、大気において数値をクリアしただけではなくて、何か丁寧な保全対策、工事期間中のモニタリング等に努めていただきたいということを書けないかなというのは一つ意見として申し上げたいことです。

これは工事期間中だけではなくて、供用時でもできたら積極的な情報開示に努めていただきたいというのは何かしら盛り込めないかなというように、コミュニケーションというのですかね、環境コミュニケーシ

ヨンというか、リスクコミュニケーションという観点からあればなということですが。

このあたりが私の一番言いたかったことです。

(事務局)

大栄環境株式会社と地元町会との協定書があり、そちらの関係で地元説明会も必ずするというのと、何か疑義が生じた場合は情報交換なり開示なりをしていくという話は確認が取れています。今後も継続して続けていくということでした。

(委員長)

市町村意見として書けないですか。

(事務局)

すでに許可を受けている大栄環境株式会社の事業所については、測定結果、地下水や排水等に関しては既にホームページで公開されております。

今回、焼却炉は事業者が、大栄環境株式会社の関連会社から大栄環境株式会社本体に変わるということなのですが、おそらく同じような形で測定結果については公表されるのではという認識です。

(委員長)

これは、法律義務なのですかね。

それとも大栄環境の自主取り組みなのですかね。

(事務局)

運転時の測定に関しては、法定で定められている部分があります。それは公表する義務はないです。報告する義務もないです。3年間の保管義務とかですね、測定の頻度は定められているので、測定することと結果の保管については法律上の義務はあります。

現状、埋め立て施設とか廃棄物処理施設に関しては、大栄環境株式会社のホームページで年度報告書という形であげられております。

周知の方法に関しまして、例えば工事現場で今何デシベルですよと瞬時の公示、建設現場であるようなものは想定されていないと思います。

近隣が工業専用地域になっているため、住居等は聞こえる範囲にはないのではないかという部分があります。運転時以降に関してましては、和泉市にあるので、和泉市の指導権限が及ぶと思うのですが、同じような形であればホームページで随時公開されていくのではないかなと思っております。

(委員長)

工事期間はモニタリングに努めてくださいというのはできますか。

(事務局)

地元協定の方が厳しいものになると思いますので、内容を確認させていただきます。

(委員長)

そこに書かれているのでしたら結構です。

長期にわたるので、信頼関係を崩さないことが大事で、そのためには情報開示が大事ですよということです。

(事務局)

常時監視や他法令の事務で、異常が検知できるような環境測定というものを和泉市も大阪府も我々もやっているのですが、そこでも補完できるのではないかなという考え方です。

(委員長)

わかりました。

それから、社会インフラの強靱化ということを強く書いていらっしゃって、それは地域にとっての社会インフラの強靱化につながるのであればいいのですが、大栄環境株式会社自身が、広く日本の社会にとって確かに社会インフラなので、それが壊れないようにしていくということで、しっかりした施設を作るということはありがたいのですが、地域還元の観点からも社会インフラという位置付けを考えていただけたらいいのかなと思うのですが。

何か災害時について、電力提供できますとか、そんな話は全くないのですか。

(事務局)

岸和田市にはないです。

大栄環境株式会社は他市の事例で、地域共生圏と地域へのエネルギー、地域還元というのは実態として取り組まれている部分もありますので、どうしてもどこで使うのかと言われたらやはり和泉市となると思います。

岸和田市で過去に災害があった際の災害廃棄物の受け入れというのが、どうしても和泉市の物を優先させてほしいということが大栄環境株式会社から話が出てきます。和泉市の分が空いた枠は受け入れることができるようになります。

(委員長)

それは言っておいてもいいのではないですか。

(事務局)

過去にそういう事案があり、現状は協定を結んでいる。

(委員長)

特に隣接している近隣市なので、岸和田市の中を通過して運んだりするわけですから、岸和田市の分を引き受けるようなことがあってもいいのかなと思います。

後は、今回発電をするという施設にリプレイスされるということなので、施設見学とかがあればいいのかなと、これも和泉市が考えることですかね、あれば思っただけです。

私は工事期間中のモニタリングに努めてくださいということと、エネルギーの地域還元と書いていますけど、今、お話があったような災害廃棄物の受け入れとかの方が大事かもしれないので、書ける範囲で書いていただけたらいいのかなと思いました。

私からは以上です。

副委員長、関連することでも結構ですし、全く違うことでもいいですし何かありますか。

(副委員長)

今回、騒音と振動を中心に見なさいということで依頼をいただいていた。

騒音の場合だと、施設を作るときの交通と、施設の存在による騒音がどうなりそうかなとずっと見ていたのですが、交通に関しては、今 60 台なのが、できた後はだいたい 100 台ぐらいになって、1.5 倍の交通量になる。施設関連作用としては、それが影響したところで、1 デシベル変わるかわらないかわらないので、集中したとしても 1.5 デシベルの差なので、車による騒音は心配ないのかなと思いました。

ただ、作るときの交通の一番ピーク時が、毎日 60 台ほど増えるということが 28 ページのところに出ています。60 台って結構大きな数字なので、ここのところは委員長がおっしゃったみたいに、しっかり

コミュニケーションをとってくださいねと。台数が多いものですから、コミュニケーションとってくださいねということが交通関連の補足です。

それと、施設ができた後の供用の話なのですが、スクラップ&ビルドで現状が95t/日の処理量が220t/日で、処理能力が倍増しているとなると多少騒音も大きくなるわけですが、かなり違うのですか。既存のものから倍増処理能力があると、音響的にはどうですか、音響的にというか、施設サイズのにはどう感じるのでしょうか。

(事務局)

音が単純に大きくなるかということについては想定しています。

岸和田市域に限った話で言いますと、阪和道を挟んで岸和田市域ですので、この山の部分を超えてまで音が伝わるかということ、多少増えたところで音が聞こえるかということと聞こえないという認識です。

ただ、法規制の話が出てきます。工業専用地域なので、基本は法規制がかからない事業所となるという認識です。法規制がかからないからどれだけ出してもいいかということ、大阪府の条例で規制をかけ直しており、この規制基準以下を目指さないと駄目でしょと。その規制基準を守っているのであれば、岸和田市側の住居に影響が出ることは考えられないという認識です。

(副委員長)

素朴に処理能力が倍で、エネルギー量が倍になった時は3デシベルぐらい上がってくる可能性があるのですが、たぶん500m離れた所が最寄りのお家ですかね。この南にあるピンクの部分。だから届かないと思うので。周辺は工場ばかりという感じですよ。

(事務局)

工業専用地域の中なので、基本住居がないという認識です。

(委員長)

副委員長がおっしゃった、すぐ南側の住居が一番直近ですね。

(副委員長)

ここが最寄りだと思います。

だから施設の存在の方はそんなに、もちろん決められた基準の中でいろいろやるのですが、そんなにたぶん心配なくて、交通なのですかね。工事中にしっかりコミュニケーションとってくださいということが騒音・振動関連だと思います。データが出てきた後にそこをチェックすればいいかなという感じです。

それよりも委員長がおっしゃったように、地域のレジリエンスを高めるような役割を担っていただくように岸和田市からメッセージを出すといいのかなと思いました。災害処理もそうですし、何かあった時のバックアップ電源として、周辺の方に電気が還元できるというのを基本姿勢として持ってほしいとお願いしてもいいのかなと思いました。

(委員長)

それが一番の安心材料というか納得材料であり、リスクだけでは無く、利益、メリットがありますよということを住民が納得されればいいのかなと。

大栄環境株式会社ぐらいだったら、もう少し方法書に突っ込んで書かれるかなということをごちからとして期待したいですけれども、通常の方法書だったので。

(副委員長)

方法書の2ページですか、2ページの事業目的には、しっかり書き込まれている感もありまして、地域

のインフラを支えるような視点を地域の皆様と共有できればいいなと。

(委員長)

大規模自然災害、社会課題の解決に寄与するとまでお書きいただいているので。

(事務局)

可能な限り意見は上げていきます。

(委員長)

懸案のあった景観は、ほとんど視認できないということでしたか。

(事務局)

視認できませんでした。

景観の調査地点ということで、方法書の 187 ページ、こちらの部分について調査するというので、神於山の展望台がありました。神於山に展望台を作ったので、景観を阻害しないような形にしてほしいということで、公園を管理している課から意見があったのですが、展望台が和泉市の方を向いているわけではないので、山が邪魔をして見えません。

もう一つ、別添資料5の裏面に、国見台という名称のところがあります。国見の森広場とか。こういう名称がついているので、昔はここから見晴らしがあったのだらうということで、国見台と国見の森広場を見に行ったのですが、やはり樹木が邪魔をしてこちらからも見えませんでした。

(委員長)

国見台はこの 187 ページの地図の中にあるのですか。

(事務局)

神於山の展望台というところの若干東側です。

事業者を確認したところ、そこも見ましたと。やはり樹木が邪魔をして見えませんねということでした。

実際展望台として運用しているところと、歴史的背景で国見台という所もあるので、そこも確認させていただいたということです。

(副委員長)

18 ページに新規の焼却炉の場所がありまして、既存の施設とそんなに変わらないのですよね。

高さ方向もほとんど変わらないし、大きさも変わらないし。

東にある破砕するところの高さはどれぐらいなのですか。

これも 50m 級ですか。

(事務局)

エネルギープラザの煙突が 50m です。

(副委員長)

建屋が 30m、煙突が 50m で、東にある既存の建屋はどれぐらいの高さですか。

(事務局)

別添資料3のシミュレーションというのは、施設を入れた形のシミュレーションをしてもらっています。矢印があるのですが、山の向こう側なので見えません。それぞれのプラントの建屋の高さについては確認させていただきます。現状の話を知ると 50m の煙突が一番高いものだということです。

(副委員長)

既存のものも似たようなものだから、大きなものが突然ドカンと現れるわけではないということですね。

(事務局)

テクノステージ内の協定のなかで高さ協定がありまして、建物の高さは30m以内となっているので、それよりは小さなものになると思います。

(委員長)

今建っている稼働中のサーモセレクトの建物と高さはそんなに変わらないと、同じ規制30mの以内ということですね。

(事務局)

最大でも30mまでしか建てられないということです。

(委員長)

でも煙突はかなり高くなるのですよね。

(事務局)

煙突は50mです。

(委員長)

29mから50mになるのですね。

かなり排ガス量も多くなるので、煙突の高さをこれぐらい出さないとクリアしないのでしょうかね。

それでも見えないと。

(事務局)

和泉市側からはよく見える場所があるかと思いますが。

(委員長)

そこは和泉市に願います、岸和田市としては問題ないということで認識する感じですね。

できるだけ、あらかじめ大栄環境株式会社がしっかり取り組まれるような環境対策は準備書の中には書いていただく方が、それ自身が担保というか、書いたからにはやらないといけないということになりますし、積極的に書いていただければと思うのですが。そういうことも含めて大阪府が言われるのでしょうし。

副委員長が言われたことは凄く大事な話だと思いますので、地域に対しての社会インフラであるということ。もともとの捉え方をそういうように市民の方も認識されていると、何かあったとしても前向きに受け止めていただけたらと思います。これまでも何もなかったですけれども、規模も大きくなることですから。

ということで、主に情報開示やちょっとしたコミュニケーションということと、地域への還元というか、災害時も含めて、何らか岸和田市にとってもありがたい施設であるということ、地域還元を考えていただきたいということだったと思います。

今後ですね、市長から諮問がありましたので、委員会として意見を取り纏める必要があります。

(事務局)

事務局の方で一旦、今日お伺いした意見を取り纏めさせていただきます。

その後、両先生に送付させていただいて、それを見ていただいた上で、これでいいかどうかという判断をしていただきたいと思います。

それが了ということであれば、答申書という形にさせていただこうかなと思っております。

(委員長)

ありがとうございます。

運営につきましては事務局の方に委任させていただきますのでお願いします。

他に副委員長よろしいですか。

(副委員長)

はい。

(委員長)

論議もございませんので、本日の議事は終了しました。

ありがとうございました。

では事務局の方に進行をお返ししたいと思います。

(事務局)

ありがとうございます。

これを持ちまして本日の委員会を終了させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。